

## 地方財政計画の役割

地方交付税法（昭和25年法律第211号）

（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

第7条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 1 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
  - ロ 使用料及び手数料
  - ハ 起債額
  - ニ 国庫支出金
  - ホ 雑収入
- 2 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
  - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
  - ロ 国庫支出金に基づく経費の総額
  - ハ 地方債の利子及び元金償還金

### 【地方財政計画の役割】

#### ① 国家財政・国民経済等との整合性の確保

→ 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。

#### ② 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障

#### ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

○歳入

- ・超過課税、法定外普通税、法定外目的税

○歳出

- ・国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

# 平成26年度地方財政収支

(単位:兆円)

※( )内は平成25年度当初の数値

→ 地域経済基盤強化・雇用等対策費 1.2(1.5)

歳出 83.4兆円 (81.9兆円)	給与関係経費 20.3 (19.7)	一般行政経費 33.2 (31.8)	投資的経費	公債費	その他
			11.0 (10.7)	13.1 (13.1)	4.5 (5.1)

国・地方で折半

歳入 83.4兆円 (81.9兆円)	国庫支出金 12.4 (11.9)	地方債等 10.6 (10.3)	地方税・地方譲与税等 37.9 (36.5)	臨時財政 対策債 〔償還分〕 3.0 (2.6)	地方交付税	臨時財政 対策加算
					16.9(17.1)	2.6 (3.6)
					〔法定率分等〕 13.6 (12.5)	臨時財政 対策債 〔折半分〕 2.6 (3.6)
					〔別枠加算〕 0.6 (1.0)	

②⑥地方一般財源総額 60.4兆円(②⑤59.8兆円)

# 地方公務員給与実態調査規則（昭和三十三年六月三十日総理府令第五十七号）

最終改正：平成二六年三月二七日総務省令第二一号

## （趣旨）

第一条 この府令は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である地方公務員給与実態統計を作成するための調査（以下「地方公務員給与実態調査」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

## （調査の目的）

第二条 地方公務員給与実態調査は、地方公務員の給与の実態を明らかにし、あわせて地方公務員の給与に関する制度の基礎資料を得ることを目的とする。

## （調査の対象となる職員）

第三条 地方公務員給与実態調査の対象となる地方公務員は、特別職及び一般職に属する都道府県（都道府県の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）市町村（特別区並びに市、特別区又は町村の加入する一部事務組合及び広域連合で都道府県の加入しないもの並びに財産区を含む。以下同じ。）及び特定地方独立行政法人の職員のうち、次の各号に掲げる者以外の者（以下「職員」という。）とする。

- 一 地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号から第五号まで及び同法附則第二十一項に規定する職にある者
- 二 一般職に属する者で臨時又は非常勤のもの
- 三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条の規定により派遣を受けた者（地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により派遣を受けた者を除く。）

### 四 未帰還職員

- 2 前項第二号に掲げる者には、常時勤務に服することを要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が次条に規定する調査の期日において引き続いて十二月を超える者は含まないものとする。

## （調査の期日）

第四条 地方公務員給与実態調査は、昭和四十三年以降五年ごとに四月一日現在で行う。

## （調査事項）

第五条 地方公務員給与実態調査は、次の各号に掲げる事項につき、職員の職務の実態に応じて、地方公務員給与実態調査票（以下「調査票」という。）によつて行う。

- 一 所属する都道府県又は市町村の名称
- 二 所属する公署の名称

- 三 氏名
- 四 性別
- 五 生年月日及び年齢
- 六 学歴、資格及び免許
- 七 経験月数
- 八 職種
- 九 職務
- 十 職務上の地位
- 十一 給与の支出される会計の別
- 十二 採用時における前歴の有無
- 十三 採用年月
- 十四 給与の月額
- 十五 報酬及び給料の月額
- 十六 諸手当の月額
- 十七 年間給与の額
- 十八 その他前各号に掲げる事項に関連する事項

(調査票の種類及び様式)

第六条 調査票の種類は、一般職職員用及び特別職職員用とする。

2 調査票の様式は、総務大臣が定める。

(報告義務)

第七条 職員は、調査票に記載された事項について、総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の報告は、調査票によつて行なうものとする。

(調査票の提出)

第八条 職員は、調査票二部に所定の事項を記入し、当該職員の属する地方公共団体の長（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員にあつては、都道府県知事）に提出しなければならない。

2 前項の調査票の提出を受けた地方公共団体の長は、これに所定の事項を記入し、一部を保管し、他の一部を総務大臣の定める期日までに、総務大臣（都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市以外の地方公共団体の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣）に提出しなければならない。

(集計事項)

第九条 地方公務員給与実態調査において集計すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 地方公共団体別、会計別及び職種別の職員数及び給与月額について、次に掲げる

## 事項

- ア 学歴別及び経験年数別の職員数及び給料月額
  - イ 学歴別及び年齢別の職員数並びに給料、扶養手当及び地域手当の月額合計額
  - ウ 諸手当のうち、扶養手当及び地域手当以外のものに係る職員数及び手当月額
- 二 その他総務大臣が統計法第九条又は第十一条の規定に基づく承認を受けて定めた事項

### (集計の方法)

第十条 地方公務員給与実態調査の集計は、独立行政法人統計センターに委託して行う。ただし、特別職に属する職員に係る地方公務員給与実態調査の集計は、総務省において行うものとする。

### (結果の公表)

第十一条 地方公務員給与実態調査の結果は、集計終了後すみやかに公表するものとする。

第十二条 削除

第十三条 削除

### (調査票の保存等)

第十四条 調査票その他関係書類の保存期間は、公表後一月とする。ただし、地方公共団体の長は、必要に応じ公表後一年まで保存期間を延長することができる。

2 集計表の保存期間は、公表後五年とする。

3 調査票その他関係書類の保存責任者は、総務大臣及び地方公共団体の長（調査票にあつては、総務大臣及び第八条第一項の規定により調査票の提出を受けた地方公共団体の長）とする。

4 集計表の保存責任者は、総務大臣とする。

### (人事委員会等の協力)

第十五条 地方公共団体の長は、地方公務員給与実態調査については、人事委員会、教育委員会その他地方公共団体の機関の協力を求めることができる。

## 附 則 抄

1 この府令は、公布の日から施行する。

3 第三条に規定する地方公務員給与実態調査の対象となる地方公務員のうち特別職に属する職員に関しては、当分の間、地方公務員給与実態調査の対象を、普通地方公共団体又は特別区の職員で次に掲げる者及び特定地方独立行政法人の役員に限るものと

する。

- 一 知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）
- 二 副知事又は副市町村長（特別区の副区長を含む。）
- 三 出納長又は収入役
- 四 議会の議員
- 五 地方自治法第百八十条の五第一項第一号から第三号までに掲げる委員会の委員及び同項第四号に掲げる委員並びに同条第二項各号又は同条第三項各号に掲げる委員会の委員
- 六 地方公営企業管理者